**大分県災害拠点精神科病院指定要綱**

　（目的）

第１条　本県における災害時の精神科医療体制を整備するため、災害時において精神科病院からの患者の受入れや、精神症状の安定化等、精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う医療機関である災害拠点精神科病院の指定について、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成２９年３月３１日付医政地発０３３１第３号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制構築に係る指針」中「災害時における医療体制の構築に係る指針」（以下「指針」という。）に基づき、必要な事項を定める。

（実施主体）

第２条　災害拠点精神科病院の指定は、知事がこれを行う。

　（指定要件）

第３条　災害拠点精神科病院の指定要件は、「災害拠点精神科病院の整備について」（令和元年６月２０日付医政発０６２０第８号厚生労働省医政局長及び障発０６２０第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「災害拠点精神科病院指定要件」に掲げる「（１）運営体制」及び「（２）施設及び設備」とする。

　（申請手続）

第４条　災害拠点精神科病院の指定を希望する医療機関は、知事に対し、大分県災害拠点精神科病院指定申請書（様式第１号）及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。

２　申請書類は、大分県福祉保健部障害福祉課において受付を行う。

　（指定）

第５条　知事は、申請書類を審査した結果、第３条の指定要件を満たしていると認めた場合は、大分県災害派遣精神医療チーム（大分県DPAT）運営委員会の承認を得て、速やかに当該医療機関を災害拠点精神科病院として指定し、大分県災害拠点精神科病院指定通知書（様式第２号）により通知する。

２　知事は、申請書類に不備や不足等があった場合は、申請した医療機関に対して補正を求めることができる。

３　知事は、第１項の規定による審査において、必要がある場合は、追加書類の提出を求めることができる。

　（公表）

第６条　知事は、前条第１項の規定により指定した災害拠点精神科病院（以下「指定災害拠点精神科病院」という。）について、大分県医療計画に掲載することなどによって公表する。

　（指定後の確認）

第７条　知事は、指定災害拠点精神科病院が第３条の指定要件を満たしているかについて、毎年確認を行う。

２　国が指針を改正した場合、知事は、指定災害拠点精神科病院に対し、速やかにその旨を通知するとともに、改正後の指針を踏まえ、必要な確認を行う。

３ 指定災害拠点精神科病院は、知事が行う前２項の確認に協力しなければならない。

　（指定の取消し）

第８条　前条の確認の結果、指定災害拠点精神科病院が第３条の指定要件を満たさなくなり、かつ改善の見込みがないと認められる場合、知事は、災害拠点精神科病院の指定を取り消すことができる。

２　知事は、災害拠点精神科病院の指定を取り消す場合は、当該医療機関に対し、大分県災害拠点精神科病院指定取消通知書（様式第３号）により通知する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年７月１日から施行する。